

令和7年5月

民生委員・児童委員

～誰もが安心して生活できる地域づくりのため、日々活動しています～



民生委員・児童委員
イメージキャラクター
「さがみはらミンジー」

相 模 原 市

民生委員・児童委員について

- ◎民生委員・児童委員は、住民の立場に立って、福祉についての相談に応じたり、必要な支援を行う地域福祉活動の担い手です。
- ◎「民生委員」は、子どもに関わる援助などを行う「児童委員」も兼ねており、このうち、専ら児童に関わる相談や支援を担当する「主任児童委員」がいます。

◆制度概要

- ◇民生委員法により、厚生労働大臣から無報酬のボランティアとして委嘱されます。
- ◇全国で約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。
- ◇非常勤特別職の地方公務員とみなされます。
- ◇任期は3年間（令和7年12月1日から令和10年11月30日まで）です。
- ◇創設から100年以上の歴史を持つ制度です。

◆民生委員・児童委員、主任児童委員の活動内容

民生委員・児童委員	主任児童委員
<u>特定の区域を担当し、地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのパイプ役</u>	<u>特定の区域を担当せず、子どもや子育てに関する支援を専門に担当</u> ※主任児童委員は、民生委員・児童委員として委嘱後、主任児童委員として指名されます。

◆活動費…活動に必要な経費について費用弁償として、次の金額が支給されます。

- ・市会長 年額 125,900円
- ・地区会長 年額 110,300円
- ・一般委員 年額 104,000円

◆民生委員・児童委員の3つの基本姿勢

- ◎社会奉仕の精神：社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。
- ◎基本的人権の尊重：民生委員・児童委員には、民生委員法第15条に定められた守秘義務があります。活動を行うにあたって、相談内容や個人の秘密を守り、個人の人格を尊重します。
- ◎政治的中立：職務上の地位を政党または政治的目的のために利用しません。

民生委員・児童委員の活動について

※活動状況(令和5年度)1ヶ月当り活動日数 平均11日
(民生委員として何らかの活動した日数をカウント)

1. 見守り活動や生活上の相談への対応

- ・ひとり暮らし高齢者や子育て世帯への訪問
- ・見守り対象世帯の異変時の通報
- ・困りごとを抱える住民への助言・支援 など



2. 市役所などの関係機関との連絡窓口(パイプ役)

- ・福祉サービスなどの情報提供
- ・世帯が抱える問題の把握
- ・相談内容に応じた適切な関係機関への橋渡し
- ・社会福祉協議会の生活福祉資金貸付業務への協力 など



3. 「地区民生委員児童委員協議会」を組織し、 地域活動への参加や、資質の向上に努めています

- ・地区内の民生委員・児童委員で報告・連絡・情報共有などを行う定例会の開催
- ・高齢者等のサロン活動などの地域福祉活動や見守り活動等の企画・実施
- ・自治会や地区社会福祉協議会等の活動や各種研修会への参加 など



～地区民生委員児童委員協議会とは～

民生委員法に基づき、市内22地区に「地区民生委員児童委員協議会」を設置しています。

民生委員・児童委員は、地区民生委員児童委員協議会のメンバーとなり、各地区で毎月1回開催される定例会を中心として、民生委員・児童委員同士の連携・協働を進めるとともに、地域の生活関連情報の共有、福祉課題の分析・検討などを行っています。

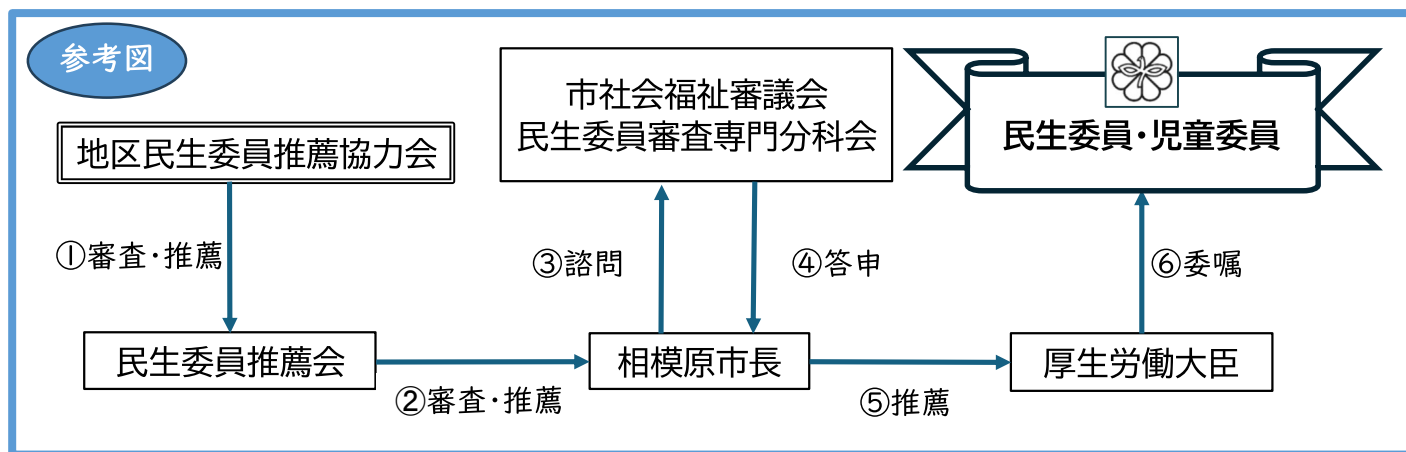
民生委員・児童委員の委嘱について

◆推薦・委嘱手続きの流れ

本市では、地域の実情に精通し、地域住民の立場に立った活動ができる方を推薦できるように民生委員推薦会の協力機関として22地区に『民生委員推薦協力会』を置いています。

地区民生委員推薦協力会から推薦された候補者について、市に設置された『民生委員推薦会』により審査が行われ、市長に推薦されます。

市長は、推薦された候補者について「市社会福祉審議会」に意見を聴いた後に、厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。



◆民生委員・児童委員の適格要件について

民生委員・児童委員の適格要件は、民生委員法の中で、次のように定められています。

民生委員法第6条

民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当っては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

※そのほか、本市では次のとおり主な適格要件を定めています。

(1)年齢要件

	新任の場合	再任の場合
○区域を担当する 民生委員・児童委員	<u>原則、30歳以上69歳未満</u> ※適任者がいない場合は72歳未満	原則、75歳未満
○主任児童委員	<u>原則、60歳未満</u>	原則、66歳未満

(2)居住要件

原則として、区域内に3年以上居住していること